

## 四條畷市福祉計画策定専門部会議事録

開催日：令和5年11月20日（月）10：00～

会 場：四條畷市市民総合センター 1階展示ホール

出席者：小寺部会長、小林副部会長、岡田委員、中村委員、北井委員、山本委員、井上委員、川岸委員、奥田委員、堂棺委員

出席職員：西川主任（子ども支援課）、宮地主任（子ども政策課）、北井主任（子育て総合支援センター）、阪上課長・山口主任・楠本主査（福祉政策課）

### 【事務局】

本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第4回四條畷市地域福祉計画策定専門部会を開会いたします。本日の司会を努めさせていただきます福祉政策課の楠本です。よろしくお願いいたします。開催に先立ちまして、福祉政策課長の阪上から挨拶を申し上げます。

### 【阪上課長】

皆さま、ご多忙のところ、本日は本専門部会にご出席いただきありがとうございます。令和4年度末から始まりました、この地域福祉計画策定専門部会ですが、本日で最後となっております。皆様には活発な審議に感謝申し上げるとともに、最後まで有意義な意見交換がなされることを期待しています。なお、皆様の貴重な時間を最大限に活用するためにも、効率よく進行することを心がけていきたいと思っております。ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。それでは会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【事務局】

本日は委員10名中10名が出席でございます。四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条第2項の規定により、過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。本日の出席者を紹介させていただきます。

障がい福祉課課長代理の寺本です。子ども政策課主任の宮地です。子ども支援課主任の西川です。子育て総合支援センター主任の北井です。福祉政策課課長の阪上です。同じく主任の山口です。同じく主査の楠本です。以上です。生活福祉課、児童発達支援センター、保健センター、高齢福祉課につきましては、都合により欠席です。本日は欠席が多く申し訳ありません。季節柄、体調不良等で急遽欠席等の事情がございます。部会員の皆様も体調にはくれぐれもご注意いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では本題に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしていただきました資料をお持ちでしょうか。本日使用するの、「みんなの福祉プランの素案」「修正点及び追加項目」「四條畷市再犯防止推進計画」「四條畷市自殺対策計画」です。皆さん、手元にありますか。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条に基づき、小寺部会長にお願いいたします。

### 【小寺部会長】

では、議事を進めさせていただきます。まず、会議の公開・非公開について、決める必要がございます。事務局から、市の会議公開制度についての説明をお願いいたします。

### 【事務局】

本専門部会の会議の公開・非公開について説明させていただきます。本市では、「審議会等の

会議の公開に関する指針」により、法律や条例のみならず要綱等による会議体についても、その審議状況を市民に明らかにするため、原則として公開するものとしております。よって、本専門部会の会議についても公開とし、ご意見や議事内容等についても、ホームページ等において公開したいと考えております。

**【小寺部会長】**

いかがでしょうか。ただ今の説明のとおり本委員会の会議を公開とすることに意義はないでしょうか。では、公開といたします。

それでは、さっそく第5期四條畷市地域福祉計画の説明を事務局のほうからよろしくお願ひします。

**【事務局】**

では、事務局のほうから第5期地域福祉計画の素案について説明させていただきます。前回の部会で提示させていただいて変更がない部分につきましては、割愛させていただきます。まず、資料につきまして、計画の素案を皆様に事前に送付しておりましたが、そこから修正がありましたので、その一覧を机上配布しております。

お配りしている【修正点及び追加項目】とお配りしている素案を使い説明させていただきます。3ページの3計画の期間についてです。当初、本計画の計画年度は5年間としていましたが、大阪府の「大阪府地域福祉支援計画」の計画期間が6年間となったことから、一部委員の方から本市も大阪府同様に6年間にしたほうがよいのでは？という提案を受け、大阪府の見解を確認したところ、6年間とした場合でも特に問題がないことが分かりました。さらに「なわて障がい福祉計画」の計画期間が3年間であり、地域福祉計画が6年間とすると、定期的に同じタイミングで改訂となることから、各計画の方向性等を合わせることができるとあることから、検討の上、ご提案の通り6年間の計画期間とすることとしました。よって、表紙も同様の計画期間に修正となります。

11ページをご覧ください。(5) 自殺者の推移ですが、文章がデータの年度と合致していません。【修正点及び追加項目】に記載しております通り、令和3年度には3人と目立って減少しましたが、令和4年度には増加が見られました。と修正します。同様の修正があと2点あります。17ページをご覧ください(19) ボランティア登録団体数と登録人数の推移と(20) NPO 法人数の推移です。それぞれ【修正点及び追加項目】に記載している通りに修正することとします。

前回の策定専門部会で基本目標3に対するご意見を基に修正しています。修正前は「基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」でしたが、「まちづくり」を「仕組みづくり」に修正しています。これに伴い、複数個所の修正がございました。

30ページの「課題の抽出と今後の取組みについて」の3段目をご覧ください。右の列「第5期計画での取組み」記載の「誰もが安心して暮らすことができる仕組みづくりを推進します」と修正しています。同様に42ページの「3、計画の基本的な考えかた」の基本目標3、及び43ページの計画の体系の基本方針8、加えて56ページの基本方針8も同様に修正しています。

【修正点及び追加項目】にも記載しておりますので、ご確認ください。

同じく、前回の策定専門部会でいただいたご意見を基にした修正です。45ページ「基本方針1 地域のつながりづくり」をご覧ください。中央の表の「福祉教育の推進」の部分ですが、「教育」の漢字についてです。一般的な教えるという字のほかに、ともにという意味の共育を使った造語があり、地域の様々な立場の人が連携して教育を行うことを示す、という意見をい

いただきました。よって追記いたしました。

50 ページから「四條畷市自殺対策計画」と「四條畷市再犯防止推進計画」を追加しています。お配りしている素案では「四條畷市自殺対策計画」が記載されていますが、順番としては、先に「四條畷市再犯防止推進計画」がきて、その次に「四條畷市自殺対策計画」となります。別紙の「四條畷市再犯防止推進計画」をごらんください。この計画策定の背景としては、

「刑法犯の検挙者数は、全国的に近年減少傾向にある一方で検挙者数に占める再犯者率は上昇傾向で、犯罪や非行をした人々の中には、高齢、障がい、生活困窮といったさまざまな問題により、立ち直りに多くの困難を抱えることがあり、刑事手続終了後における再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図るには、犯罪を未然に防止するのみではなく、こうした人々が地域で生活を送るにあたって孤立を防ぎ、地域の一員として社会復帰するために必要な支援を適切に提供する再犯防止の施策が不可欠です。

国と大阪府がそれぞれ再犯防止の計画を定めたことにより、本市も「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に規定された地域再犯防止推進計画として、四條畷市再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に策定します」としています。現状の課題として、

「本市においては、全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進し、再犯防止等に関する啓発活動を実施することで地域住民の関心と理解を深めるよう努めていますが、再犯防止等は、地域住民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、十分に認知されていない現状があります。再犯防止と犯罪等をした人々を支援するには、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民が現状を把握し、理解を得られるような施策が必要です。

これらのことから、住居、就労、福祉等の社会復帰に必要なサービスの提供や、保護司会などの関係機関や民間団体とも一層の連携強化を図ることで、地域が一緒になって誰もが安心して暮らせる犯罪が起きにくいまちづくりをめざします」としています。再犯防止対策を推進するための取組として、「住居・就労の確保、再犯防止の広報・啓発活動の推進、更生保護に携わる団体などの支援と関係機関の連携強化、高齢者または障がい者への支援」の4点を挙げています。これらの点を中心に再犯防止を進めていきたいと思えます。

つづきまして、「四條畷市自殺対策計画」です。背景としては、

「わが国の自殺者数は平成10年以降急増し、14年連続で毎年3万人を超える高い水準が続いていました。そうした状況の中、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、翌年6月には「自殺総合対策大綱」が策定されました。

これにより、国を挙げて取り組む自殺対策の方向性が示され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されました。さらに、平成24年8月には「自殺総合対策大綱」の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが掲げられました。

平成22年以降自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年2万人以上が自ら命を絶っており、依然として深刻な状況が続いています。

このような自殺をめぐる状況を踏まえ、本市では地域の実情に即した自殺対策を横断的に推進するため、「なわてみんなの福祉プラン（四條畷市地域福祉計画）」に包含した「四條畷市自殺対策計画」を策定し、ゲートキーパー養成研修や啓発キャンペーンを通じての普及啓発などの自

殺対策を推進していきます」とし、課題としては「令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、全国的に自殺死亡率(人口動態統計)が令和2年に増加に転じました。

本市は、全国の中でも自殺死亡率は低い状況にあります。令和元年の自殺死亡者が人口10万人対16.1となり、令和2年も高い傾向にあります。

また、自殺者の傾向を分析した結果、高齢者が多い傾向にあること、自殺の要因として健康問題や経済・生活問題、家庭問題などが挙げられます。

悩みや不安、ストレスの要因が重なることで自殺の危険は高まってしまうため、そのような状況にある人へ支援していくことが必要です。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、悩みを聴き、見守り、相談先へつなげる「ゲートキーパー」の役割を担える人を増やすこと、悩みや不安に応じた相談先の情報を分かりやすく伝え、発信していくことが重要となります」としています。

50 ページ下の表ですが、平成30年から令和4年までの、自殺者数と自殺死亡率の推移です。本市、大阪府、全国の数字を比較しています。自殺死亡率については、表の下の注釈にもあるように、10万人あたりの数値に換算したものです。数値上では本市の令和元年と令和2年は高い数値となっておりますが、その他の年は大阪府平均、全国平均と比較し大きく下回っています。とは言え、自殺者を限りなく0に近づけるような取組みが求められています。

今後の取組みとしては、「地域におけるネットワークの強化・自殺対策を支える人材の育成・住民への啓発と周知・生きることの促進要因への支援」の4点をあげています。

53 ページには「四條畷市成年後見制度利用促進基本計画」を追加しています。背景としては、「認知症や、知的や精神の障がいなどにより、財産の管理や意思決定など日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するものです。成年後見制度は、これらの課題を克服しうる制度であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況をふまえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布され、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。平成29年度から令和3年度までを第一期計画とし、運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等の内容が盛り込まれており、市町村でも総合的・計画的な推進を図ることが位置付けられています。

令和4年度から令和8年度の第二期計画では、成年後見制度の運用改善として、家庭裁判所や地域の関係者の連携による本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現、意思決定支援を踏まえた関わり等について挙げられています。また、地域連携ネットワークづくりの推進として、包括的・重層的支援体制と地域における様々な支援・活動ネットワークの充実が必要とされています。そのため、権利擁護支援体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関等様々な主体が連携していく必要があります」としており、現状と課題としては、

「本市では、人権・市民相談課での人権擁護相談の継続した実施に加え、成年後見制度や虐待防止などの権利擁護に対する相談窓口を設け、各事案に取り組むことにより、一人ひとりの権利を尊重する環境づくりを進めました。

しかし一方で、「第5期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査報告書」によると、成年後見制度について、「名前を聞いたことがある程度」と「名前も聞いたことがない」を合わせた、理解していない人の割合が55%を超えています。一方で、「内容などをよく知っている」

と「詳しくはわからないが、概要程度は知っている」を合わせた、ある程度理解している人の割合は、40%強にとどまっています。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、権利擁護ニーズへの対応が不可欠であることから、下記の取組内容により権利擁護の促進に努めます」としています。

取組みとしましては、「制度の理解促進と利用促進・制度理解のための周知・啓発・地域連携ネットワークの構築」の3点をあげています。最後に54ページ下の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの図を掲載しております。権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

図の上部、権利擁護支援チームとは、本人に身近な家族等に当たります。対して下部の「中核機関」や「市町村」と記載がある部分は「協議会」といい、法律や福祉の専門職団体や関係機関が連携し、チームに対して適切に支援するための合議体です。これらの多職種で本人を支援していくシステムを地域連携ネットワークといいます。

58ページからは参考資料を掲載しています。60ページからは(1)として、アンケート調査の結果を掲載します。(2)は、「地域福祉計画策定専門部会」や「福祉計画検討委員会」の日程です。12月18日以降は現在の予定です。(3)は、「四條畷市福祉計画検討委員会」の委員名簿、(4)は、「四條畷市地域福祉計画策定専門部会」の委員名簿です。

64ページからは2、関連する条例等です。「四條畷市福祉計画検討委員会条例」と規則です。次に「四條畷市地域福祉計画策定専門部会要綱」を掲載しています。

68ページからは3、用語解説です。こちらについては、前回の専門部会でいただいたご意見を基に専門用語解説を掲載しております。

以上は本編の修正、追加内容です。続きまして、概要版です。内容については本編と同様です。修正等は本編と同様の内容で行います。また、概要版については、ルビを追加する予定です。

以上が修正点及び追加項目となります。事務局からの説明は以上です。

#### 【小寺部会長】

ありがとうございます。何かご意見ありますでしょうか。

#### 【北井委員】

表現のことで申し訳ないですが、基本方針の4、関係各課を横つなぎにする支援体制の表現、わかりやすいように、という配慮であると思いますが、私からすればちょっと違和感があります。

#### 【事務局】

基本方針の4、おっしゃって頂いた横つなぎという表現ですが、わかり易いという理由と、大阪府の資料でも横つなぎという表現がありますので本計画でも使用しています。

#### 【山本委員】

地域活動の仲間づくりみたいな事ですけども。これから60代70代でも学び直すのが求められると思いますが、その受け入れ体制として、ここの上の図書館の利用者は修行に来ているみたいに見えます。じっと黙って本を読んで帰る感じで、高齢者が来て自分の関心ごとについて、交流を深めるような関係ではない。この図書館の在り方自体を含めて高齢者のふれあいと学びをマッチングしていく、そういう仕組み作りを考えてほしいなと思うんです。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。図書館の方の活動は、あまり触れあうような活動は見られない

というご意見でした。私の方もそういった状況は認識出来てなかった部分かなと思います。ご意見ありがとうございます。

**【北井委員】**

再犯防止対策を推進する為、保護司との連携の強化を図ります、との記載があり、かなり突っ走ってるな、という印象です。第4期計画を見たら確かに保護司の記載がありますが、保護司と連携し当事者に対し適切な支援を行います、という内容です。今回では、かなり踏み込んでいると思います。踏み込みすぎだと感じるので、トーンとしては、第4期計画同等程度に落としてはどうか、という気がしています。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。再犯防止対策に対する取り組みということで、こちらの再犯防止推進計画に関しましては、人権部局が策定に関わっております。今おっしゃって頂きましたご意見を基に人権部局と協議させて頂きたいと思います。

**【小寺部会長】**

他ございませんでしょうか。事務局からお願いします。

**【事務局】**

宜しいでしょうか。専門部会の委員名簿としまして皆様のお名前を掲載させていただいております。福祉計画は最終的には、公で公開される資料の一つになってきますが、お名前のほう載せてもらったら困るとそう言ったご事情が、ございましたらお知らせいただきたいと思います。

**【北井委員】**

前々回でも言いましたが、数年に一度の事だから委員なんか一同に集まって良かったね、どうだったねというのを、やったらどうかと思うんですね。またそれを市民の方にも公開する。そういう見せ方もあるのかな、と思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。前々回も教えて頂いた通りですね。やはりできあがりましてということで、ホームページや広報誌で周知していきたいと思います。何か催し物をしている所と考えたのですが、なかなか難しいかなというところが正直なところですね。また考えていきたいなと思っているところでございますが、必ずできるとは、お伝えできないところでございます。

**【北井委員】**

広報1誌当たり2ページを使って、アピールしてください。要望としてあげておきます。

**【事務局】**

ありがとうございます。後押し頂きましたので、当会としては頑張りたいと考えております。

**【小寺部会長】**

この計画は、社会福祉協議会が作られる地域活動計画と一体的な計画を目指しています。特に地域づくりの分野は社会福祉協議会さんが得意としている分野ですので、地域活動計画と連携を取って齟齬がないような地域福祉計画を、進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

他ございませんか。ないようですので、本日の審議は終了とさせていただきます。最後に事務局からの連絡をお願い致します。

**【事務局】**

本日は、活発なご審議ありがとうございました。では今後の予定をお伝えします。

本日の審議をもちまして、この地域福祉計画策定専門部会は終了となります。今後の、計画策定の協議としましては、12月に福祉計画検討委員会を予定しております。この検討委員会で、出された意見を元に素案を検討修正したものを原案とさせて頂き令和6年1月からパブリックコメント募集の予定としております。皆様におかれましては、計4回の審議にご参加頂き多くのご意見を頂きましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。また、今後福祉計画検討委員会等において、計画の内容等に変更が生じる場合も想定されます。本来であれば修正事項について本策定専門部会を開催しご確認、ご検討頂くところですが、各部会様共にご多忙で日時の調整をお願いするのも困難であると思います。事務局いたしましては、誠に僭越でございますけれども、今後の修正等が発生した場合は、部会長及び副部会長にご確認いただくことでご了承頂きたいと思いますが、ご検討頂けますでしょうか。

【小寺部会長】

どうでしょうか（異議なしの声）

【小寺部会長】

ありがとうございます。そうしましたら事務局からの説明がありました様に、修正事項が発生した場合には、私と副会長なりに一任してもらおう事で今後の作業を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。そうしましたら、これで全ての案件が終了致しました。長時間に渡り貴重な意見を頂き、また円滑な議事の運営ご協力を頂きましてありがとうございました。

皆様どうもありがとうございました。それでは、本日終了致します。